## 平成30年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成30年6月22日(金) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第87号 市道路線の変更について

議第88号 14t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ) 購入契 約の締結について

4 出席委員(8名)

川崎健二君 2番 勉 君 1番 山田 3番 本 間 善 和 君 4番 竹 内 喜代嗣 君 小 林 重 平 君 5番 6番 大 滝 久 志 君 7番 小 田 信 人 君 8番 川村敏晴君

6 欠席委員

なし

7 委員外議員

8 地方自治法第105条による出席者

議長三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 説明のため出席した者

副 市 長 忠 聡 君 農林水產課長 大 滝 敏 文 君 同課農業振興室長 小 野 道 康 君(課長補佐) 同課林業水産振興室長 垣 秀 和 君(課長補佐) 稲 同課林業水産振興室係長 伊 藤幸夫君 農業委員会事務局長 木 美 宝 君 鈴 同 局 次 小川良和君(課長補佐) 長 地域経済振興課長 川崎光一君 同課経済振興室長 山 田 昌 実 君(課長補佐) 観 光 課 長 竹内和広君 課 設 長 伊与部 善 久 君 建 同課整備室長 須 貝 民 雄 君 (課長補佐) 五十嵐 忠 幸 君 (課長補佐) 同課管理室長 同課管理室副参事 貴 志 君 風間 矢 部 和 貴 君 同課管理室係長 同課日沿道対策室長 橋 和 憲 君 (課長補佐) 髙 都市計画課長 山 田知行君 同課建築住宅室長 淺 野 宏 君 (課長補佐) 同課都市政策室長 大 西 敏 君 (課長補佐) 下 水 道 課 長 早川明男君 同課管理業務室長 志村 悟 君 (課長補佐) 
 水
 道
 局
 具

 同
 局
 多
 事
 山
 田
 広
 良
 君

同局管理業務室長 内山治夫君(課長補佐)

荒川支所産業建設課長佐 藤 義 信 君神林支所産業建設課長長 柄 長 司 君朝日支所産業建設課長大 滝 清 考 君山北支所産業建設課長加 藤 泰 君

同課産業観光室長 森山治人君(課長補佐)

11 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一 係 長 鈴 木 渉

(午前9時58分) 委員長(川村敏晴君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第87号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長

おはようございます。初めての委員会になるけれども、2件とも建設課所管の案件 である。どうぞよろしくお願いいたす。それでは、議第87号 市道路線の変更につ いてのご説明をさせていただく。本案は、2路線についての変更をお願いするもの だが、1路線は森林基幹道岩船東部線の開設に伴って、神林地区南大平地内の市道 南大平11号線の一部が森林基幹道の本線と併用となるため、終点位置の変更をお願 いするものである。また、もう一路線については、朝日地区松岡地内の市道松岡 5214号線で通行の実態が見受けられず、路線の一部が権原のない民地を供用してい たことから、公図との整合を図り、起点位置の変更をお願いするものである。なお、 変更に伴う起点位置、幅員、延長については、別記に記載のとおりとなるので、ご らんをいただきたいと思う。なお、南大平のほうについては延長で864.7メートルの 減、それから松岡については25.8メートルの減となる。それでは、初めに本日お配 りいたした市道南大平11号線の路線変更説明図をごらんいただきたいと思う。右上 から左下にかけての青色の波線が変更前で、それに沿っての赤色の実線が変更後と なる。なお、黒色の太い実線が森林基幹道で、青色の波線と重なるところが併用と なり、森林基幹道の事業執行上市道認定が支障となるため、終点の位置を赤色矢印 の1に変更お願いするものである。次に、同じく市道松岡5214号の路線変更図をご らんいただきたいと思う。同様に、青色波線で示したのが変更前で、赤色実線が変 更後となる。変更の理由については、実線と併用しない部分が道路としての通行実 態がなく、かつ権原がない民地を併用していたことから、公図との整合を図るため、 起点位置の変更をお願いするものである。以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

本間 善和 松岡のやつ、私現況知らないので、ちょっと申しわけないのだけれども、お聞きし

たいのだが、この減にした部分の青い部分のところ、今この図面から見ると周りが 空地になっていると、宅地がないようなのだけれども、将来的にも宅地の建つよう な可能性はないというところなのか。

建設課長

実を申し上げると、今の市道をなくす部分については、全くの民地の中であって、たまたま国土調査の入っていないところなのだけれども、赤道も何も存在しない、まるきりの民地であって、たまたまご本人が家を建てたいということで、確認申請の段階で市道が入っていたと。もともとは、便宜的に自分たちで通り歩きをしていたというところはあるのだけれども、現実的に公図上の赤道も、それから公道も存在しないという場所であったので、当然家を建てられないということで、市道を減らさせていただいたということである。

本間 善和 わかった。

[委員外議員]

木村 貞雄 南大平のこの新しく変更の終点で、基幹道と交わるところ重要なわけだけれども、 この整備される時期というのは大体わかるか。

農林水産課長 県への開設事業であるが、現在詳細設計中であって、工事は8月から行われる予定 ということで、工期は降雪、雪が降る前までということの予定である。

木村 貞雄 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第87号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2

議第88号 14 t 級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ)購入契約の締結 についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質 疑に入る。

(説 明)

建設 課長

それでは、議第88号、14トン級除雪ドーザ購入契約の締結についての説明を申し上げる。本案は、平成30年4月18日に指名競争入札により落札決定いたした14トン級除雪ドーザ、サイドスライドアングリングプラウについての購入契約を本契約とするため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決をお願いするものである。契約金額は1,799万6,390円である。契約の相手方だが、コマツカスタマーサポート株式会社関越カンパニーで、既に仮契約をさせていただいている。内容についてご説明を申し上げる。資料1をごらんください。初めに、1の概要だが、今回除雪機械の老朽化に伴って1台を更新するものだ。これは、荒川地区の荒川支所で保有している機械なのだが、20年を経過して更新しないといけないということで、今回更新するものである。次に、2の数量だが、14トン級除雪ドーザ1台になる。なお、排土板形式、いわゆる押すほうの板の形式だが、先ほど来申し上げているが、サイドスライドアングリングプラウということになる。次の性能諸元、それから4の主要装備については、記載のとおりであるので、ごらんいただきたいと思う。また、次のページの資料2に参考写真を添付させていただいたので、あわせてごらんいただきたいと思う。以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

竹内喜代嗣 競争入札で決まったということなのだが、どんなぐあいでどうだったのか。何社ぐらいで。

建設 課長 実際この機械をつくっているメーカーさん4社を指名いたして、そのうち2社が自分たちの製造工程で納期に間に合わせられないという理由で最終的に2社の入札になった。それで、最終的に決まったのが今回のコマツカスタマーサポート株式会社ということになる。

竹内喜代嗣 落札率はどのぐらい。 建設 課長 落札率は67.5%だ。

本間 善和 荒川地区で保有していたということなのだけれども、多分また荒川地区やると思う のだけれども、この使い方というのは、土建会社にお貸しするというような使い方

しているのか。

建設 課長 委員おっしゃるとおりで、あくまでも市が保有しているものなのだが、貸与という

形で業者に契約して除雪をやっていただいているものである。

本間 善和 もう一点、ちょっと細かいことで申しわけないけれども、この機械ショベルの附属

品という格好でチェーン等は、かなり金額が占めるものだから、附属品の中に入っ

ているものか、入っていないものか。

建設 課長 当然最初の装備なので、チェーン等も含まれている。

本間 善和 含まれていると。わかった。

## 〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第88号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任すること決め 閉会する。

委員長 (川村敏晴君) 閉会を宣する。

(午前10時11分)